

特定個人情報等取扱規程

株式会社ニックス

住 所： 広島県広島市東区尾長東2丁目6番6号

電 話 番 号： 082-568-6166

F A X 番 号： 082-568-6866

制 定・改 訂 日	承 認	審 査	作 成
制 定 2016 年 1 月 1 日			
改 訂			

特定個人情報等取扱規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社ニックス（以下「当社」という。）の事業遂行上取り扱う個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社の役員及び社員に対して適用する。また、特定個人情報等を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先（再委託以降を含む。）及び労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用する。

2 この規程は、特定個人情報等の取扱いに関し、当社個人情報保護規程、その他の内部規程に優先して適用される。

(定 義)

第3条 この規程において、各用語の定義は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び当社個人情報保護規程第1の3に従うものとする。

第2章 基本方針の策定等

(基本方針)

第4条 当社の社長（以下「社長」という。）は、特定個人情報等の保護・管理に対する姿勢を示し、役員及び社員に周知させるとともに、一般に公開するために、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を策定するものとする。

2 社長は、当社の策定した「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を役員及び社員に周知し、理解させるものとする。

3 「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の一般への公開は、一般の方からの求めに応じてすぐに提示できるよう準備する。

4 社長は、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を必要に応じ、適宜、見直すものとする。

(内部規程)

- 第5条 当社は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱うため、この規程を定める。
- 2 当社は、特定個人情報等の取扱いにかかる事務フロー及び各種安全管理措置等を明確にするため、「特定個人情報等取扱手順書」その他の内部規程を別に定めるものとする。
- 3 当社は、社会情勢や情報主体の意識の変化、施行状況、監査の結果等を考慮し、この規程その他の内部規程を必要に応じ、適宜、見直すものとする。

(法令等の遵守)

- 第6条 すべての役員及び社員は、特定個人情報等の取扱いに当たって、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条第1項に規定する「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」その他前条第1項及び第2項に規定する内部規程を遵守しなければならない。

第3章 特定個人情報等保護管理体制

(組織体制)

- 第7条 社長は、特定個人情報等の保護・管理を適切に実施するために、第8条から第12条に規定する通り、特定個人情報等保護管理体制を定め、役割、責任及び権限を明確にするものとする。

(特定個人情報等保護責任者)

- 第8条 当社に、特定個人情報等保護責任者を置き、総務部長をもって、その任に充てる。
- 2 特定個人情報等保護責任者は、当社が保有する特定個人情報等の取扱いを総括し、以下の事項を定める。
- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いを維持・推進するための施策
 - (2) 役員及び社員に対する特定個人情報等の適切な取扱いに関する継続的かつ定期的な教育・訓練
 - (3) 役員及び社員へのこの規程の周知、一般への公表
 - (4) 第14条第1項に規定する違反行為又は漏えい事案等発生時の対応策
 - (5) その他この規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事項

（特定個人情報等取扱責任者）

第9条 当社に、特定個人情報等取扱責任者を置き、総務部長をもって、その任に充てる。

- 2 特定個人情報等取扱責任者は、特定個人情報等を取り扱う範囲を定めた上で、事務取扱担当者を選任し、当該課等で保有する特定個人情報等を適切に管理する。

（事務取扱担当者）

第10条 当社に、特定個人情報等を取り扱う者として、事務取扱担当者を置く。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を適切に管理し、利用権限のない者に使用させてはならない。

（監査責任者）

第11条 当社に、監査責任者を置く。

- 2 監査責任者は、当社が保有する特定個人情報等の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。
- 3 監査責任者は、前項の監査結果を、社長及び特定個人情報等保護責任者に報告するものとする。

（教育・監督）

第12条 当社は、事務取扱担当者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図る。

- 2 当社は、事務取扱担当者が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

（情報漏えい事案等への対応）

第13条 すべての役員及び社員は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第5条第1項及び第2項に規定する内部規程への違反（以下「違反行為」という。）若しくはその兆候、又は特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）の発生若しくは兆候を把握した場合は、速やかに特定個人情報等保護責任者に報告するものとする。

- 2 特定個人情報等保護責任者は、違反行為若しくは漏えい事案等が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、次の各号に定める事項等を行い、適切に対応するものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 社長への報告及び対象となった情報主体への連絡

- (3) 個人情報保護委員会（平成 27 年までは特定個人情報保護委員会、平成 28 年 1 月 1 日からは個人情報保護委員会をいう。）及び主務大臣等への報告
- (4) 再発防止策の検討及び決定
- (5) 必要に応じた事実関係及び再発防止策等の公表

第 4 章 特定個人情報等保護の措置

第 1 節 特定個人情報等の取得

（特定個人情報等の適正な取得）

- 第 1 4 条 特定個人情報等の取得は、番号法第 9 条に規定された範囲内で利用目的を明確に定め、その目的達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。
- 2 当社が特定個人情報等を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段で行う。

（個人番号の提供の要求）

- 第 1 5 条 当社は、第 5 条第 2 項に規定する「特定個人情報等取扱手順書」に定める個人番号を取り扱う事務（以下「個人番号取扱事務」という。）を処理するために必要がある場合に限り、役員、社員その他の者に対し個人番号の提供を求める。
- 2 役員、社員その他の者が、当社からの個人番号の提供の要求又は第 17 条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。

（本人確認）

- 第 1 6 条 当社は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、番号法第 16 条に基づき本人確認を行う。本人確認の手順は「特定個人情報手順書」に従う。
- 2 役員及び社員その他の者は、当社に個人番号を提供する際には、当社が行う本人確認の措置に協力しなければならない。

第 2 節 特定個人情報等の利用

（特定個人情報等の利用範囲等）

- 第 1 7 条 当社が役員、社員その他の者から取得する特定個人情報等は、個人番号取扱事務を行うために利用する。ただし、生命、身体、財産の保護のために必要な場合であって、情報主体の同意があり、又は情報主体の同意を得ることが困難であるときは、この限りではない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

- 第 1 8 条 当社が特定個人情報ファイルを作成するのは、個人番号取扱事務を行うため

に必要な範囲に限り、この場合を除き特定個人情報ファイルを作成しない。

第3節 特定個人情報等の適正管理

(特定個人情報等の正確性の確保)

第19条 事務取扱担当者は、利用目的に応じ必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(特定個人情報等の保管制限)

第20条 当社は、個人番号取扱事務を行うために必要な範囲を超えて、特定個人情報等を保管しない。

(安全管理措置)

第21条 当社は、特定個人情報等の重要性に鑑み、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、第5条第2項に規定する「特定個人情報等取扱手順書」に定める通り、厳格な組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じる。

(委託の取扱い)

第22条 当社が業務を委託して特定個人情報等を委託先に取り扱わせる場合には、番号法に基づき当社自らが果たすべき安全管理措置と同等以上の措置が当該委託先において講じられ、かつ委託先が特定個人情報等を適切に取り扱うよう、必要かつ適切な監督を行う。

2 当社は、前項の監督を行うため、次の各号の措置を講じる。

- (1) 委託先の適切な選定
- (2) 委託先における特定個人情報等の適切な取扱いを確保するために必要な契約の締結
- (3) 委託先における特定個人情報等の取扱状況の把握

(再委託の取扱い)

第23条 委託先は、あらかじめ当社の書面による許諾を得た場合に限り、委託を受けた特定個人情報等の取扱いを再委託することができるものとする。再委託先が更に委託する場合も同様とする。

2 当社は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかについても、監督するものとする。

第4節 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供)

第24条 当社は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を提供することができる。

第5節 特定個人情報等の削除・廃棄

(個人番号の削除・廃棄)

第25条 当社は、個人番号取扱事務を行うために必要がなくなった場合であって、所管法令において定められている保存期間を経過した特定個人情報等については、その内容に含まれる個人番号を速やかに削除又は廃棄するものとする。

第5章 特定個人情報の開示等

(情報主体の開示、訂正請求等に関する権利)

- 第26条 情報主体から自己の特定個人情報について開示を求められた場合、当社は、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。
- 2 情報主体から自己の特定個人情報について訂正又は削除を求められた場合、当社は、合理的な期間内に速やかに対応し、訂正又は削除を行った場合は、当該特定個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。
 - 3 情報主体から自己の特定個人情報について利用停止等を求められた場合であって、その理由があることが判明したとき、当社は、違反を是正するために必要な限度で、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。
 - 4 ただし、法令に違反することとなる等の場合はご要請に応じないが、その場合は、その旨を本人に通知する。

第6章 その他

(苦情及び相談)

- 第27条 当社は、当社における特定個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速な処理に努める。
- 2 特定個人情報等保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

(制 裁)

第28条 当社は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれら

の法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条第1項に規定する「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」その他第5条第1項及び第2項に規定する内部規程に違反した社員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の者に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

(改 廃)

第29条 この規程の改廃は、経営会議の決議により行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。